

地方独立行政法人北松中央病院  
第7期中期目標策定にあたっての整理事項

---

## 中期目標の概要

中期目標とは、独立性を妨げない範囲で、病院が行うべきことを、市が病院に指示する行為です。

### 1 根拠法の条文

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## 2 中期目標の意義(地方独立行政法人法逐条解説抜粋)

地方独立行政法人制度において、市長が「中期目標」を設定して地方独立行政法人に達成すべき業務運営の目標を指示し、法人はこの中期目標を達成するための「中期計画」を策定し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっています。

更に、中期目標期間の終了時には、法人の業務の継続または組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討（評価委員会の意見要）を行うこととなっています。

### <中期目標の意義>

- (1) 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
- (2) 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

## 3 中期目標の期間・策定の手続 (地方独立行政法人法逐条解説抜粋)

### (1) 期間（3年以上5年以下の期間）

一定の目標に従って業務運営を自立的かつ自発的に行うには短期では難しく、長期では社会等変動により目標を変更する必要があることから、ある程度社会その他の変動が予測できる中間的な期間として3年から5年が適切とされています。（北松中央病院は3年を期間としています。）

### (2) 策定の手続

目標策定にあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととされています。

また、法人の運営について透明性を高めるため、中期目標を策定又は変更したときはこれを公表することとされています。

## 4 北松中央病院の第7期中期目標策定にあたっての整理事項

### 第6期中期目標の承継を基本としました。

(1) 大項目(第1～第5)の項目は、法律(地方独立行政法人法)で定められていますので、変更ができません。

- 第1 → 中期目標の期間(法第25条第2項第1号)
- 第2 → 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
(法第25条第2項第2号)
- 第3 → 業務運営の改善及び効率化に関する事項(法第25条第2項第3号)
- 第4 → 財務内容の改善に関する事項(法第25条第2項第4号)
- 第5 → その他業務運営に関する重要事項(法第25条第2項第5号)

(2) 中期目標中、特に重要な項目は、次の3項目です。

- 第2 → 「提供する医療の中身」についての記載です。
- 第3 → 「病院の業務運営」についての記載です。
- 第4 → 「財務」についての記載です。

(3) 各大項目にぶら下がる中(小)項目は、各自治体が独自に設定します。

本市においては、他の地方独立行政法人病院等の中期目標と比較・検討し、北松中央病院にふさわしい中(小)項目を選択した上で、必要に応じてアレンジを加える、という手法により設定しています。

5 北松中央病院の第7期中期目標における主な変更点等

◇課題等◇

◆主な変更点◆

